

【日本学生支援機構奨学金】 緊急採用・応急採用について

日本学生支援機構では、『家計を支えている方』の失職、所得の激減、病気若しくは死亡等で『家計が急変』したことにより、奨学金の貸与が緊急に必要となった学生を対象に、**緊急採用**（第一種奨学金）および**応急採用**（第二種奨学金）の申込みを随時受け付けています。

特に、災害により災害救助法等の適用を受ける著しい被害を受け、支出が著しく増大、若しくは収入が減少した世帯の学生を対象とした**緊急採用・応急採用**については、下記の災害による被害者を対象に受付しています。

緊急・応急採用で申込みをすることができるのは、災害による被害発生および家計急変事由の発生から『1年以内』の期間です。

災害の名称	対象となる地域
H28.4.14 熊本県熊本地方の地震に係る災害	【災害救助法適用地域】 熊本県 熊本市，八代市，人吉市，荒尾市，水俣市，玉名市，山鹿市，菊池市，宇土市，上天草市，宇城市，阿蘇市，天草市，合志市，下益城郡美里町，玉名郡玉東町，玉名郡南関町，玉名郡長洲町，玉名郡和水町，菊池郡大津町，菊池郡菊陽町，阿蘇郡南小国町，阿蘇郡小国町，阿蘇郡産山村，阿蘇郡高森町，阿蘇郡西原村，阿蘇郡南阿蘇村，上益城郡御船町，上益城郡嘉島町，上益城郡益城町，上益城郡甲佐町，上益城郡山都町，八代郡氷川町，葦北郡芦北町，葦北郡津奈木町，球磨郡錦町，球磨郡多良木町，球磨郡湯前町，球磨郡水上村，球磨郡相良村，球磨郡五木村，球磨郡山江村，球磨郡球磨村，球磨郡あさぎり町，天草郡苓北町 及び上記の〔災害救助法適用地域の近隣地域〕
H28.8.30 平成28年台風10号に係る災害	【災害救助法適用地域】 北海道 帯広市，空知郡南富良野町，河東郡音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町 上川郡新得町・清水町，河西郡芽室町・中札内村・更別村，広尾郡大樹町・広尾町，中川郡幕別町・池田町・豊頃町・本別町，足寄郡足寄町・陸別町，十勝郡浦幌町 岩手県 盛岡市，宮古市，久慈市，遠野市，釜石市，上閉伊郡大槌町，下閉伊郡岩泉町・田野畑村・普代村，九戸郡軽米町・野田村，二戸郡一戸町 及び上記の〔災害救助法適用地域の近隣地域〕
H28.10.21 平成28年鳥取県中部地震に係る災害	【災害救助法適用地域】 鳥取県 倉吉市，東伯郡湯梨浜町，東伯郡北栄
H28.12.22 平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	【災害救助法適用地域】 新潟県 糸魚川市

相談・受付窓口

総合研究棟Ⅱ 1階 学務部学生サービスチーム①番窓口

【掲示期間】平成29年12月22日（または掲示内容の更新まで）